アクバススポーツクラブ鶴見会員規約

第1章 総則

第1条【名称】

このクラブはアクバススポーツクラブ鶴見と称する。（以下本クラブという）

第2条【所在地】

本クラブの所在地は、大阪府大阪市鶴見区諸口３－３－50とする。

第3条【運営・管理】

本クラブは「株式会社アクバス」が、その運営及び管理を行う。

第4条【目的】

本クラブは様々な体育運動を通じて、基礎的な体力と健康的で心の豊かな人間形成を第一の目的とする。

第2章 会員

第5条【会員】

①本クラブは会員制とし、本クラブ規則に基づき体育指導を受けることができる。

②本クラブが審査を行い、承認された者を会員とする。

③本クラブを利用しようとする者は、本規約に基づき本クラブと契約し会員にならなければならない。

④会員が本クラブを利用しようとする際は、会員と証明できる物を携帯することとする。

第6条【入会資格】

本クラブ規約や活動目的を理解承認した、満2歳からの者を原則とする。但し、いずれも保護者の同意を必要とする。

又、下記の①･②に該当する者は本クラブに入会できない。

①医師などに運動を禁じられている者。

②その他、本クラブが会員として不適当と判断をした者。

第3章 入会 会費 休会 退会

第7条【入会】

本クラブに入会を希望する者は、本クラブ指定の用紙に必要事項を記入し本クラブの承認を得た上で、入会時に必要な諸費用を納入しなければならない。尚、一旦納められた諸費用はいかなる場合でも返還しないものとする。

第8条【入会金・年会費・月会費】

①入会金は別に定めるところにより納入しなければならない。

②会費は原則前納制とする。また、ダンスチケットはチケット購入時一括払いとする。

③月会費の納入方法は原則として郵便貯金口座からの自動振替とする。（諸事情によっては会費納入綴りでの現金納入も可とする）

④7月･8月･9月および12月･1月･2月の期間のみ、月会費の納入時に冷暖房費として455円（税込500円）を納入しなければならない。

⑤会費自動振替の期日は毎月25日とする。又、納入綴りの場合も毎月25日までに納入することとする。

⑥年会費は毎年3月に年会費4,000円（税込4,400円）を現金にて徴収し、施設管理費および事務費や傷害保険代にあてるものとする。
また、ダンスチケット購入代金に上記費用は含まれるものとする。

⑦一旦、納入された入会金、月会費、年会費はいかなる場合でも返還しないものとする。但し、休会・退会・コース変更の手続き時期が会費自動振替の利用停止に間に合わなかった場合に限り、振替の確認後に振込手数料を差し引いた額の返金に応じる。

第9条【休会】

諸事情により休会する場合は、休会する前月の15日までに申し出なければならない。但し、会員資格継続の為に休会費として一ヶ月3,000円（税込3,300円）納入しなければならない。

第10条【退会】

退会しようとする者は、退会希望月の前月15日までに申し出なければならない。

第11条【会員資格の喪失】

会員は下記の場合により資格を喪失する。

①会員本人の都合により退会の申し出を本クラブに行った場合。

②何らかの理由により除名された場合。

③会員本人の死亡の場合。

④経営上の重大な理由により本クラブを閉鎖した場合。

⑤理由なく月会費を3ケ月滞納した場合。

⑥本クラブ会員にふさわしくないと判断された場合。

第12条【会員資格の譲渡】

本クラブ会員はその資格を他者に譲渡してはならない。

第4章 事故

第13条【会員への損害賠償責任】

①会員が授業中に身体上の障害を受けた場合、その会員が指導者の指示に従っていたと認められる限り、本クラブが加入しているスポーツ傷害保険の適用範囲内にて損害賠償の責に任ずる。但し、本クラブは前記内容に値しない場合は一切の責任を負わないものとする。

②原則として私物は会員各自で管理することとし、館内や駐車場及び駐輪場での盗難や事故について当クラブは一切の責を負わないものとする。

③会員が本施設を利用するにあたり、通常使用範囲を逸脱した対施設や備品への損害ならびに第三者への加害に対し賠償責任を問うものとする。

第5章 その他

第14条【指導日時】

①原則として入会時に受講クラスを決定し、都合により受講クラスの変更を希望する場合はコース変更届を提出しなければならない。

②当スポーツクラブ作成のオリジナルカレンダーに基づき開催する。（各曜日年間同一回数）

第15条【振替制度】

諸事情により欠席する場合は、下記の条件にて受講日の振替ができる。

①原則として登録クラス開始以前の連絡を行う。

②振替希望日は欠席日の前後一ヶ月以内とする。

第16条【送迎バス】

送迎バスを利用する場合は、下記の条件を承諾した上で利用することができる。

①一ヶ月のバス利用料1,000円（税込1,100円）を会費と別に支払わなければならない。

②振替の際は利用できない。

③基本的には保護者の乗車はできない。但し、場合により同乗してもよい。その際は連絡が必要となる。

④添乗員は乗車しない。

⑤飲食は絶対に禁止。（食べこぼしなど衛生面などを考慮）

⑥シートベルト着用の義務付け。※補助席などベルトがない座席は着用は不必要。

⑦安全上、理由もなく座席を離れたり車内を歩き回らない。※運転手の指示に従わなければならない。

⑧送迎時間・乗降場所の変更が起きる場合がある。

第17条【休校】

本クラブは次の場合一時的に休校することができる。

①施設の改築・修繕・修理に際してやむを得ない場合。

②気象災害など天災及び外的な理由により、その災害が会員におよぶと判断をした場合。

③その他、重要な理由によりやむを得ない場合。

第19条【服装】

原則として本クラブの指定ユニフォームを着用し、シューズについては運動に適した上履きを準備することとする。

第20条【諸費用の変更】

本クラブは本規約に基づいて、会員が負担すべき諸料金を社会情勢の変動に応じて変更することができる。

第21条【消費税】

入会金・月会費・年会費、その他の諸費用に対しその時の消費税率分で税金を徴収する。

第22条【規約の改正】

本クラブは規約の改正を行うことができる。尚、改正した規約の効力は会員全員におよぶものとする。

令和2年4月1日改訂